⑷　アクセシビリティの向上

・　障害者の社会参加を実質的なものとするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティを向上。

・　特に、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与える障害者差別については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく取組を積極的に推進。

・　あわせて、社会全体でのバリアフリー化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、企業、市民団体等の取組を積極的に支援。

⑸　総合的かつ計画的な取組の推進

・　障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、地方公共団体等との適切な連携及び役割分担の下で障害者施策を立案・実施。

・　障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的に施策を展開。

Ⅲ　分野別施策の基本的方向

１．生活支援

障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを旨として、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援を実施。

２．保健・医療

障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る。特に、入院中の精神障害者の退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域で暮らせる環境の整備に取り組む。あわせて、難病に関する施策を推進。

３．教育、文化芸術活動・スポーツ等

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進。

４．雇用・就業、経済的自立の支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援。

５．生活環境

障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを推進。

６．情報アクセシビリティ

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進。

７．安全・安心

障害者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、東日本大震災の被災地における障害者に配慮した復興施策を推進。

８．差別の解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25（2013）年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、あわせて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組を推進。

９．行政サービス等における配慮

障害者が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使することができるように、障害者に対して、選挙等における配慮、司法手続等における配慮を実施。

10．国際協力

障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組への積極的な参加、国際協力の推進、障害者団体等による国際交流の推進等を図る。また、障害者権利条約について、その早期締結に向け、必要な手続を進める。

Ⅳ　推進体制

１．連携・協力の確保

政府の障害者施策を一体的かつ着実に推進するため、各府省相互間、地方公共団体との連携・協力を図る。また、障害者の自立と社会参加に関する取組を社会全体で進めるため、障害者団体、専門職による職能団体、企業、経済団体等の協力を得るよう努める。国際機関、諸外国政府等とも連携・協力に努める。

２．広報・啓発活動の推進

障害者週間（毎年12月３日から９日まで）を中心とした幅広い層の参加による啓発活動、国民の障害及び障害者に対する理解を促進するための取組、地域住民等のボランティア活動の推進等を図る。

３．進捗状況の管理及び評価

・　障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、本基本計画に基づく取組を計画的に実施。取組の実施状況及びその効果を把握・評価し、その結果に応じて取組を見直す。

・　本基本計画の着実な推進を図るために、政府全体で達成を目指す水準として、障害者基本計画関連成果目標を設定。

・　障害者政策委員会においては、障害者基本法に基づき、基本計画の実施状況を評価・監視し、必要に応じて本基本計画の実施に関して勧告を行う。

・　社会情勢の変化等により本基本計画の変更の必要性が生じた場合等には、本基本計画を柔軟に見直す。

４．法制的整備

本基本計画の推進及び推進状況の評価を通じて、必要性が認められた場合には、政府において所要の法制的な整備を検討。

５．調査研究及び情報提供

・　障害者施策を適切に講ずるため、障害者の状況や障害者施策等に関する情報・データの収集・分析し、本基本計画の推進状況の評価等への活用に努める。また、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データを充実させる。

・　本基本計画の推進において広く国民の理解と協力を得るため、国内外の取組等に関する調査研究等の紹介など効果的な情報提供を実施する。

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日　印刷局
発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　〒一〇五－八五〇一　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四四円（本体四二円）　（配送料別）